

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成23年10月13日提出
<b>【発行者名】</b>	ニッセイアセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 皆川 卓士
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	投資信託業務部 澤田 昌彦
<b>【電話番号】</b>	03 - 5533 - 4605
<b>【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】</b>	DCニッセイバランスアクティブ
<b>【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】</b>	継続募集額 上限5,000億円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年12月20日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年6月20日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み、以下「原届出書」ということがあります）の記載事項において訂正すべき事項がありますので、これを訂正するために本訂正届出書を提出します。

## 【訂正の内容】

原届出書の訂正部分を「訂正前」および「訂正後」として記載します。

## 第一部【証券情報】

### （12）【その他】

#### <訂正前>

当ファンドは確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、受益権の取得申込みの勧誘は、資産管理機関および国民年金基金連合会（国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関も含まれます）に対してのみ行われます。

ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

#### <訂正後>

1. 当ファンドは確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、受益権の取得申込みの勧誘は、資産管理機関および国民年金基金連合会（国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関も含まれます）に対してのみ行われます。

ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

2. 「DCニッセイバランスアクティブ」につきまして、下記の通り信託約款の変更を予定しております。

#### 対象となる証券投資信託の名称

DCニッセイバランスアクティブ

#### 信託約款変更の理由

当証券投資信託の運用の基本方針は、「ニッセイバランスアクティブマザーファンド」を主要投資対象とし、実質的に国内外の株式、公社債等に分散投資を行うこととなっています。しかしながら、当該マザーファンドの運用資産が減少し、早期償還の可能性が高まっており、早期償還となった場合には、当基本方針の維持が出来なくなります。

このため、現在の商品性を保ちつつ、今後も安定的な資産運用を継続できるよう、当証券投資信託の運用の基本方針である主要投資対象を変更したいと考えております。

#### 信託約款変更内容

DCニッセイバランスアクティブの主要投資対象を「ニッセイバランスアクティブマザーファンド」から、「ニッセイ国内株式マザーファンド」、「ニッセイ国内債券マザーファンド」、「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」、「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」とするため、信託約款に所要の変更を行うものです。

詳細は後記の信託約款の変更新旧対照表をご参照願います。

#### 信託約款変更予定日および変更適用予定日

変更予定日：平成23年11月30日（水）

変更適用予定日：平成23年12月21日（水）

#### 諸手続き

この信託約款変更に関する異議のある受益者の方は、平成23年10月14日から平成23年11月17日までに、当証券投資信託の委託会社である弊社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間中に異議のお申し出のあった受益者の方の受益権口数が、平成23年10月14日時点の受益権総口数の2分の1を超えないときは、予定通り当該信託約款の変更を平成23年11月30日付で行います。

この場合、異議のお申し立てのあった受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価格（受託会社で受益者の方からの買取請求必要書類を受領した日の翌営業日に算出した基準価額を買取価額とします。）で、当証券投資信託の受託会社に対し、平成23年11月30日から平成23年12月19日までの間に、当該受益権にかかる信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、上記期間（平成23年11月30日から平成23年12月19日）終了後、平成23年12月21日をもって信託約款変更を適用する予定です。

< 信託約款の変更内容は、次の通りです >

新	旧
---	---

運用の基本方針	運用の基本方針
<p>約款第23条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ国内株式マザーファンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ国内債券マザーファンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド</u></p> <p>なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として<u>上記各親投資信託の受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債等に分散投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。</u></p> <p><u>資産配分は、主にファンダメンタルズ分析、短中期の運用環境予測等に基づき機動的に変更します。</u></p> <p><u>上記親投資信託の受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては直接国内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。</u></p> <p>—（略）</p> <p style="text-align: center;">約 款</p> <p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された第1号から第4号までの親投資信託（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の第5号から第26号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>1. <u>ニッセイ国内株式マザーファンド</u></p> <p>2. <u>ニッセイ国内債券マザーファンド</u></p>	<p>約款第23条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>ニッセイバランスアクティブ マザーファンド</u></p> <p><u>受益証券を主要投資対象とします。</u></p> <p>なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として<u>ニッセイバランスアクティブ マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債等に分散投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。</u></p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> <p><u>上記マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては直接国内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。</u></p> <p>—（略）</p> <p style="text-align: center;">約 款</p> <p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された<u>ニッセイバランスアクティブ マザーファンド</u>（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p>
<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">旧</p>

<p>3. <u>ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド</u></p> <p>4. <u>ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド</u></p> <p>5. 株券または新株引受権証書</p> <p>6. 国債証券</p> <p>7. 地方債証券</p> <p>8. 特別の法律により法人の発行する債券</p> <p>9. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）</p> <p>10. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）</p> <p>11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）</p> <p>12. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）</p> <p>13. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）</p> <p>14. コマーシャル・ペーパー</p> <p>15. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券</p> <p>16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、<u>第5号から第15号までの証券または証書の性質を有するもの</u></p> <p>17. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）</p> <p>18. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）</p> <p>19. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）</p> <p>20. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）</p> <p>21. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）</p> <p>22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書</p> <p>23. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</p> <p>24. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）</p>	<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>1. 株券または新株引受権証書</p> <p>2. 国債証券</p> <p>3. 地方債証券</p> <p>4. 特別の法律により法人の発行する債券</p> <p>5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）</p> <p>6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）</p> <p>7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）</p> <p>8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）</p> <p>9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）</p> <p>10. コマーシャル・ペーパー</p> <p>11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券</p> <p>12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、<u>前各号の証券または証書の性質を有するもの</u></p> <p>13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）</p> <p>14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）</p> <p>15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）</p> <p>16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）</p> <p>17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）</p> <p>18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書</p> <p>19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</p> <p>20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）</p>
新	旧

25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの  
 26. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書、第16号および第21号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号までの証券ならびに第16号および第21号の証券または証書のうち第6号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

～ (略)

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第49条 (略)

～ (略)

委託者は、第22条第1項第3号に規定する「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」および同項第4号に規定する「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から上記各マザーファンドの毎計算期末または投資一任契約終了時に支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属する「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」の時価総額に年10,000分の46の率を乗じて得た金額、および「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に年10,000分の36の率を乗じて得た金額とします。

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの  
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

～ (略)

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第49条 (略)

～ (略)

<新設>